

經濟論叢

第119卷 第3号

羊毛から綿へ……………渡 辺 尚 1

1920年代におけるイギリス對外投資規制……………奥 田 宏 司 27

戦時下の鉱山公害問題……………吉 田 文 和 53

調 査

大上末廣の略歴と著作目録について……………小 野 一 一 郎 77
松 野 周 治

昭和52年3月

京都大學經濟學會

羊毛から綿へ¹⁾

——「ラインラント・ベストファーレン

公認住民録 (1834)」分析 (2)——

渡 辺 尚

I

今回はドゥイスブルク郡とデュッセルドルフ郡の2郡をとりあげる。両郡ともライン河に西面し、南北に隣接している。その郡庁所在地はいずれも重要な河港都市であり、とくにドゥイスブルク市は東北に延びるヘルバークの起点でもあった。ユーダーラインの水陸交通の要衝としてのこの立地条件が、両郡の業種構成にもあざやかに反映している。またドゥイスブルク郡はエッセン以西のルール川下流域をおさえ、後のルール重工業地帯の西半分から成っている²⁾。それゆえ、1830年代にはすでに石炭鉱業や重機械製造業が一定の展開を見せてはいるが、これとならんで繊維、食品、化学等の業種が出揃い、多彩な運送業、商業とともに、その業種構成の多様性はライン地方最大の産業的中心地ブッパターナルに優るとも劣らなかった。むしろ繊維産業にいちじるしく偏っていたブッパターナルに較べて、ドゥイスブルクの一大特色はその産業構造の多様性

1) 本稿は「仕事場から「工場」へ」『経済論叢』第116巻・第5・6号の続稿である。したがって主な史料は Rüttger Brüning / Goswin Krackrügge (Hrsg.), *Offizielles Adress-Buch für Rheinland=Westphalen zum Vortheil armer Kranken*, Elberfeld 1834 (*Adress-Buch* もしくは「住民録」と略記) および Gerhard Adelmann (Hrsg.), *Der gewerblich-industrielle Zustand der Rheinprovinz im Jahr 1836*. Bonn 1967 (*Zustand* もしくは「事情」と略記) である。

2) ドゥイスブルク市には早くも1831年にHandelskammer Duisburg が設立され、これは現在の Niederrheinische Industrie-und Handelskammer Duisburg-Wesel zu Duisburg および Industrie-und Handelskammer für die Stadtkreise Essen, Mülheim (Ruhr) und Oberhausen zu Essen の両商工会議所に発展した。

第1表 織 維 関 連

		綿 紡 績 業	綿 織 物 業	羊 毛 紡 績 業	毛 織 物 業	絹 織 物 業	麻 織 物 業	染 色 業	帽 子 製 造 業	靴 下 編 業	仕 立 業	綱 製 造 業
1	Duisburg		6		1						2	
2	Ruhrort											1
3	Holten				2							
4	Dinslaken							2				
5	Götterswickerham											
6	Gahlen											
7	Essen		1		1			3	1			1
8	Steele							2				3
9	Altenessen											
10	Borbeck											
11	Werden	1		1	12			4	1			
12	Kettwig				13			2				1
13	Mülheim a. d. Ruhr	1	2		3			6	2		1	1
	小 計	2	9	1	32			19	4		3	7
14	Düsseldorf		1		3		1	5	2		1	
15	Ratingen			1						1		
16	Eckamp	2	(2)		1			1				
17	Mintard				2							
18	Kaiserswerth					4		1				
19	Angermund							1				
20	Gerresheim											
21	Hubbelrath											
22	Benrath		1									
23	Hilden			1				1		1		
	小 計	2	2 (2)	2	6	4	1	9	2	2	1	
	合 計	4	11 (2)	3	38	4	1	28	6	2	4	7

注 (1) () は他の業種に類別した兼業業者数

(3) 1~13: Kr. Duisburg, 14~23: Kr. Düsseldorf

業 者 数 一 覧

糊 製 造 業	石 鹼 製 造 業	化 学 工 業	機 械 製 造 業	造 船 業	車 製 造 業	石 炭 鉱 業	織 物 取 引 業	原 材 料 取 引 業	石 炭 取 引 業	運 送 業 ・ 商 業 委 託	小 間 物 等 取 引 業	保 險 業	金 融 業	そ の 他	合 計	
	3	1	1 1	3			8 4 3	15 (1)	4 16 (1)	16 4 (2) 2 2		1 2	1 1	1	59 35 5 4	
			2				16 (3)	1 6	5 (1)	1 6 2	1	1			6 40 27	
		1				3	7 (2)			4				1	35	
			1				1 (3)	7	1	3					28	
2	3		1	4		1	11 (1)	1	21 (2)	10	3	2 (1)		2	77	
2	6	2	5	7		14	42 (7)	26 (3)	22 (2)	50 (2)	4	6 (1)	2	4	316	
	4		1		2		40 (3)	2 19 1	6 (2)	18 (2)	11 (1)	(1)	3 (2)	(1)	120 12 5 7 13 6 5	
					4		2 5	1 3 2 (1) 1		1				1	6 5	
					1		4		2	2					6 3	
	4		1		7		51 (3)	12 (1)	20 1	14 (3)	20 (2)	(1)	3 (2)	1 (1)	177	
2	10	2	6	7	7	14	93 (10)	38 (3)	42 (2)	66 (6)	70 (4)	16 (1)	6 (2)	5 (2)	5 (1)	493

(2) その他はろう布製造業、レース織業、投機業

にあったというべきであり、それを可能にした条件を問うことこそ本稿の主課題である。やがて19世紀中葉をこえると、当地では石炭・鉄鋼業が急伸していくのであるが、少くとも1830年代までは、まだ繊維工業や食品加工業の重要な立地でもあったことは、産業連関の歴史的構造を考察する上で、興味深い事例を提供してくれているといえよう。

デュッセルドルフ郡はドゥイスブルク郡と較べると、工業的展開ははるかに弱い。しかし州都コブレンツと並ぶ新生ライン州の政治的中心地を持ち、しかもそれが1818年には自由港になったため、ライン地方における流通の一大結節点として機能したことが与って³⁾、業種構成はドゥイスブルク郡に類似している。本稿で両郡を一括して分析するゆえんである。そこでまず、両郡について繊維工業およびそれに関連する業種のすべての経営者を「住民録」から抜き出し⁴⁾、それを類別して、各類ごとに経営者名と営業内容とを「事情」の記載とつぎ合わせながら検討していく。各自治体／部門ごとの経営数をまとめると、第1表のようになる⁵⁾。

II

第1表からまずみてとれることは、紡績・織物業についてみると、羊毛がもっとも多く41経営、ついで綿が15経営で、絹、亜麻ともとるに足りない。この

3) プロイセン領ラインランデは1815年にユーリヒ・クレーフェル州(州都デュッセルドルフ)とネーダーライン大公国州(同、コブレンツ)に分かれたが、1822年この両州は統合されて(同、コブレンツ)、1830年以降 Rheinprovinz と呼ばれるようになった。1826年第1回ライン州議会はデュッセルドルフで開かれた。当市にも1831年に Handelskammer Düsseldorf が設立され、これは現在の Industrie-und Handelskammer zu Düsseldorf に相当する。

4) Adress-Buch, S. 206-246 (Kr. Duisburg), S. 15-42 (Kr. Düsseldorf)

5) ドゥイスブルク郡は13自治体から成り、面積11.40平方マイル、住宅数9,440戸、人口は軍隊も入れて75,404人(1戸あたり7.8人)、人口密度は6,614人/平方マイルである。このうち「住民録」への被収録者数は1560名で、営業人口のほぼ17%が収録されていることになる。さらに、このうち繊維関連業者は335名、316経営で、抜出し率は21.5%である。

デュッセルドルフ郡は10自治体から成り、面積7.11平方マイル、人口は軍隊も含めて65,588人、住宅数は7,233戸、(1戸あたり9.0人)、人口密度は9,225人/平方マイルでドゥイスブルク郡をこえる。このうち「住民録」への被収録者数は1244名で、営業人口のほぼ17%が収録されていることになる。さらにこのうち繊維関連業者は179名、177経営で、抜出し率は14.4%である。

ことから、当地の繊維業の主要な素材は羊毛と綿であったことが類推される。そこで羊毛と綿との関連を分析することが、本稿の主題となろう。

(1) 綿紡績業

綿紡績業者は第2表に示したように、計4経営を数える。このうちシュルツ(2-A-1)については、「事情」に鍾数記載がないが、トロースト(2-A-2)と比較すると、従業員数は $\frac{1}{6}$ 、年産額は後者の8万 Rtlr に較べてわずか1200 Rtlr. にすぎず、ドويسブルク郡では事実上ひとりトロースト経営が重要であった⁶⁾。

ブリューゲルマン経営(2-A-3)については、「住民録」では2経営に別記されているが、「事情」では1経営として表示され⁷⁾、しかも Weberei 表示で

第2表 綿紡績業者名簿

A	B
Werden	
1. Aug. Schulz Baumwollspinnerei	August Schulz, Baumwollspinnerei (16-*)
Mülheim a. d. Ruhr	
2. Troost & Comp., Baumwollspinnerei	Troost & Comp., Baumwollspinnerei (Water-, Mule-Twist) (150-4508)
Eckamp	
3. Witwe Gottfr. Brügelmann, Baumwollspinnerei, Weberei und Grundbesitz	Erben Brögelmann, Baumwollweberei (300-*)
4. Moritz Brügelmann, Gemeinderath und inhaber einer Baumwollspinnerei und Weberei	

注1) Aは「住民録」から、Bは「事情」からそれぞれ採録したもの。以下同じ。

2) Bの経営内容の後のかっこ内の数値は左側が労働者数、右側が織機数を示す。以下同じ。なお右側の*は労働手段に関する記載が欠けていることを示す。

6) シュルツ経営の従業員数は「16人、大部分児童」と記載されている。Zustand, S. 34-35. トロースト綿紡績工場は「4,508鍾、一部はスロックスル、一部はミュール、1基の水車によって稼働」製品は「Water-, Mule-Twist, 年産400万 Stränge, 18万 Pfd.」と記載されている。Zustand, S. 38-39.

7) 1784年に操業を開始したブリューゲルマン経営は、創業者 J.G.ブリューゲルマンの没後2年、

第3表 綿織物業者名簿

A	B
Duisburg	
1. <i>Reinh. Besserer</i> , Stuhlwaarenfabrik	<i>Reinhard Besserer</i> , Manufakturfabrik (Siamoisen Barchent, Tücher) (50-50)
2. <i>Breidenbach & Schramm</i> , Baumwollen- und Stuhlwaarenfabrik	<i>Breidenbach & Schramm</i> , Manufakturfabrik (Siamoisen, Barchent, Tücher) (51-50)
3. <i>Michaelis Davides</i> , Baumwollen- und Stuhlwaarenfabrik	<i>Davides & Michaelis</i> , Manufakturfabrik (Siamoisen, Barchent, Tücher) (70-70)
4. <i>Wilh. Keller</i> , Baumwollen- und Stuhlwaarenfabrik, Inhaber einer hmten bertüose Rnsammlung	<i>Heinrich Hülsmann</i> , Manufakturfabrik (Baumwollzeuge) (8-8)
5. <i>Sam. Meyer</i> , Baumwollen- und Stuhlwaarenfabrik	
6. <i>J. W. Vielhaber</i> , Baumwollen- und Stuhlwaarenfabrik, auch Gastwirthschaft	<i>J. W. Vielhaber</i> , Manufakturfabrik (Baumwollzeuge) (9-7)
Essen	
7. <i>Heinr. Bleckmann</i> , Flanell- und Mousselinfabrik	
Mülheim a. d. Ruhr	
8. <i>Joh. Dan. Hamacher</i> , Siamoisenfabrik	<i>Joh. Dan. Hamacher</i> , Manufakturfabrik (Baumwollene Tücher, Siamoisen) (20-20)
9. <i>Kasp. & Ferd. Troost</i> , Baumwollenwaarenfabrik (Associe: <i>Kasp. Troost</i> , Stadtrath)	<i>Casp. & Ferd. Troost</i> , Siamoisenweberei (150 à 200-*) <i>Dieselben</i> , Nesselweberei (70-50) <i>Dieselben</i> , Calicotdruckerei (40-10)
Düsseldorf	
10. <i>Friedrich August Deuss</i> , Stadtrath und Mitglied der Handelskammer, Siamoisenfab. Manufakturw.-u. Weinhandl.	<i>J. A. Deus</i> , Kattundruckerei u. -Weberei
Benrath	
11. <i>Joh. Friedrich Merten</i> , Fabrik in Flanellen (Gestreiften) u. Bettbarchent	<i>Joh. Merten</i> , Flanellfabrik

人の息子 *Jacob Wilhelm* と *Johann Cottfried jr.* の間で分割され、紡績工場は後者が引き

ある。従業員数 300 人で、錠数についての記載はない。綿糸年産量は 15 万 Pfd (7~8 万 Rtlr) でトロースト経営とほぼ同規模であったとみなすことができよう⁹⁾。この時点では、トロースト、ブリューゲルマンともまだ蒸気力を導入していないことが、後出の羊毛紡績業との対比で重要である⁹⁾。

(2) 綿織物業

ドゥイスブルク郡 9、デュッセルドルフ郡 2 の計 11 経営であるが、そのうち 6 経営がドゥイスブルク市に集中している。「事情」のヒュルスマンの名は「住民録」には見当たらない。なおトロースト経営 (3-A-9) については、「事情」では営業部門別に記載されており¹⁰⁾、これからキャラコ捺染業も手がけていたこと、すなわち紡績、織布、染色の 3 工程を結合した経営であったことが窺える。

なおブレックマン (3-A-7) はフラネルとモスリン¹¹⁾を、またメルテン (3-

継いだ。J. G. Jr. の没後未亡人が経営に当り、さらに 1829 年それを Moritz が引き継いだ。したがって 1833 年の時点では、経営主はモリッツ 1 人とみるべきである。渡辺尚「Brügelmann 工場とドイツ産業革命」『社会経済史学』36 巻 6 号、1971 年所収、69 ページ。

8) 300 人の従業員のうち 80 人は織布工とみられ、年産 9 千 Stück (5~5.5 万 Rtlr.) のネットセルと 15 万 Pfd. (7~8 Rtlr.) の綿糸。生産価額からすれば綿布より綿糸の方が比重が大であるにもかかわらず、Weberei と表現されていることは、紡織兼営の場合、織布が主要工程であるとの当時の認識が示されている。Zustand, S. 18-19. なお 1836 年発行の県統計によれば 4,784 錠であった。Johann Georg von Viebahn, Statistik und Topographie des Regierungs-Bezirks Düsseldorf, Theil 1, Düsseldorf 1836, S. 168.

9) ドゥイスブルクのリボン織業者 Arnold Momm & Co. は 1810 年ラーティンゲンの F'lieckes に水力紡績場を創設したが、そこでは当初から蒸気機関を設置していたという。しかし 1816 年にはデンハーグに移り、間もなく廃業した。Klaus Schmidt, Das Duisburger Textilgewerbe bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts, Duisburg-Ruhrort 1964, S. 103.

10) 「Siamoise: 多色甚盤縞あるいは多色縞模様の綿布; 生地は白地で、4 隅あるいは織縁は赤、青、菫青色; 白地シアモイゼは未染色糸で製織され、キャラコのように捺染される。シアモイゼは敷布、カーテン、家具用布、服地等に用いられる。捺染を用い固く厚地に織られたものは、Boston と呼ばれる。」「Nessel: 以前はイ草の繊維で織った薄地のパチスト (平織亜麻布の一種)。現在は目の粗いモスリンを時に Nesseltuch と呼ぶ。」Maier's Handelslexikon. Stuttgart 1881.

11) 「Musseline, Mußlin; 高番手綿糸から織った薄地の織目のやや粗い、半透し織り綿布。たいていは白地で、平織り。さらに縞模様、市松模様、透し織り、刺繍のあるもの等。また染色されたり多色捺染されたりもする。以前は東インドだけで生産されたが、現在はヨーロッパで生産される。各種のモスリンがそれぞれの名称を持つ。たとえば Musselinets は模様織、平織、アトラス風、あるいは多色の縞を持ったもの。Mull は白地、きわめて柔いモスリン、Vapeur はきわめて織目の粗い薄地のもの、Zephyr は最も薄地のモスリン」Ibid.

A-11) はフランネルとバルヘント¹²⁾を製織しているが、「事情」の説明から、いわゆる Flanell は通常毛織物の一種とされるにもかかわらず¹³⁾、実際は半綿半毛の交織物であったことがわかる¹⁴⁾。

またこの部門で注目されるのは、ドゥイスブルク7経営のうち6経営が Stuhlwaaren を製織し、しかも5経営が Baumwollen-und Stuhlwaarenfabrik と表記されていることである。ベッセラー経営(3-A-1)についての「事情」の記載との対応から、Stuhlwaaren も素材的には綿製品を指すことが多いと理解してよいであろう¹⁵⁾。

さらに、「事情」で6例が Manufakturfabrik と表記され、その製品名が Barchent, Siamosen, Baumwollene Tücher, Baumwollene Zeuge とされていることも注目に値する。当時の用語法において、Manufaktur が製品名として(経営形態としてではなく)使われえたこと、しかもとりわけ綿製品に対して使われたことの一例である。毛織物については一般に Tuch が用いられた慣行からすれば、Manufaktur という用語と概念が、素材的に綿ときわめて密接に結びついていたことが示唆されているとみることができる。

(3) 羊毛紡績業

3経営のうち2経営について「事情」から経営規模が示されるが、紡錘については、それぞれ 2 Assortiments を装備していたと記載されているだけである¹⁶⁾。しかしクライスケーターについての「事情」の説明から、この Assortiment

12) 「Barchent, Barchet, Parchend; futsine, fustian; 織目の密な綾織綿布。その経糸はしばしば亜麻糸である; 平織とけば織とに区別される。前者は Futter-od. Bettbarchent でかなりの太糸、時には10番手以下の糸で織られ、たいていは vierbindig の並質の綾織で緯糸も経糸も密である。後者は緯糸が出ている部分が多い面がけば立てされ、毛織物のようにみえる。Baumwollen-Molton, Beaver, Beaverteen, 英語では Leder と呼ばれ冬服用に用いられる。」 Ibid.

13) 前稿の注17)参照。

14) メルテン経営については次のように注記されている。「この経営はいわゆるフランネルを供給するだけである、それは半毛半綿の縞様の織物で、農村の婦人用スカートに使われる。……地元産の並質の原毛がこの製品のために使われる。」 Zustand, S. 21.

15) Stuhlwaarengewerbe は解放戦争後、Baumwollgewerbe の新しい公式の名称となったという。K. Schmidt, a. a. O., S. 125, 注 367 参照。

の構成がわかる¹⁷⁾。なおテシェマハーがすでに8馬力低圧蒸気機関を1基導入していることも注目される。

ところで、毛紡績業者は3経営だけで、うち1業者は蒸気機関を導入しているとはいえ、経営規模からすれば綿紡績業にはるかに及ばないようにみえる。しかし毛織物業の分析から明きらかになるように、毛紡は毛織物業の中にもかかれており、ただちに綿紡との優劣を断定することはできない。

(4) 毛織物業

ドゥイスブルク32, デュッセルドルフ6, 計38業者で綿織物の3倍をこえるが、とりわけベルデン、ケトビヒの両自治体に25業者が集中していることが目につく。ところで、このうち紡績工程を持つのが4経営あり、さらにそのうち3経営は蒸気力を使用している。このほか紡績工程を持たぬ3経営が蒸気機関を導入している。すなわち蒸気力使用7経営のうち紡績1, 紡織兼営3, 織布3という分布になる。紡織兼営の場合、蒸気力がどの工程に使用されたのかは不明であるが¹⁸⁾、第4表が示すように、蒸気力使用については、ライン地方をみるかぎり毛紡が綿紡に先んじていたことはまず確かであろう。とするとただちに次のような疑問がわく。同じく第4表から、紡錘数については綿紡が毛紡の4倍近い数値を示しているにもかかわらず、蒸気力使用については逆に毛が綿に優位しているのはなぜか、と。この錘数と動力との食い違いは、第4表で羊毛工業の一大中心地レネッ郡と、綿工業の一大中心地グラートバハ郡との数値を対比してみると一層鮮明になる。動力機の普及と作業機の普及とが必ずし

16) ベルデンの *Eduard Teschemacher*, Gemeinderath, Inhaber einer Wollspinnerei (2 Assortiments—24人), ヒルデンの *Joh. Kreisköther*, Spinnmaschinenbesitzer (2—18)。なお、ケトビヒの *Ferd. Rittinghaus* (1—8) は、「住民録」では Lohgerberei, Leder-und Fruchthandlung と記載されている。ラーティンゲンの *Heinr. Reinert*, Sayetsspinnerei。

17) 「この紡績工場は4粗梳機 (Schrübbel), 2梳毛機, 2粗紡機 (各40錘), 6精紡機 (各60錘) および1打毛機 (Maschinenwolf) を持つ。」したがって 1 Assortiment は粗梳機2, 梳毛機1, 粗紡機1 (40錘), 3精紡機 (180錘) から成ることになる。Zustand, S. 22—23。

18) ミュルハイムの *Theodor Schmachtenberg* は4馬力の低圧蒸気機関を起毛および剪毛工程に使用していた。Zustand, S. 38—39。

第4表 デュッセルドルフ県紡績業 (1834年)

	紡 績 工 場 数					錠 数		
	水力	蒸気力	馬 力	人 力	合 計	羊 毛	綿	合 計
Lennepe	10	6	—	—	16	10,943	—	10,943
Elberfeld	2	5	—	—	7	—	12,676	12,676
Solingen	2	1	—	—	3	1,300	2,800	4,100
Düsseldorf	2	—	—	—	2	440	4,784	5,224
Duisburg	3	2	—	8	13	2,192	5,192	7,384
Rees	—	—	—	21	21	102	1,804	1,906
Geldern	—	2	1	2	5	660	2,024	2,684
Krefeld	—	2	2	6	10	2,060	100	2,160
Kempen	—	—	—	3	3	180	—	180
Gladbach	3	3	—	10	16	—	29,776	29,776
Grevenbroich	2	—	—	—	2	—	3,410	3,410
Neuß	2	—	—	—	2	1,300	—	1,300
合 計	26	21	3	50	100	19,177	62,566	81,743

注 100 工場の従業員総数 3,555 人

J. G. v. Viebahn (Hrsg.), *Statistik und Topographie des Regierungs-Bezirks Düsseldorf*, Düsseldorf 1836, Teil 1, S. 168.

も一致しないとなると、いわゆる動力化と機械化との他産業部門、とりわけ石炭業への影響の与え方も異ってくるであろう。すなわち蒸気機関燃料としての石炭への需要も、蒸気機関製造材料としての金属への需要も、動力化では一歩先んじている羊毛業の方が綿業より大きかったということになる。

他方、経営規模については紡績業者テッシェマハーが24人、紡織兼営の *Forstmann & Huffmann* が177人の従業員を雇用しているが、トロースト綿紡工場の150人、ブリュージュルマン綿紡工場の300人（ただしそのうち80人は織工とみなされる）には及ばない。すなわち、労働力の集中、協業化については、水力利用の綿紡の方が羊毛紡より進んでいたとみられる¹⁹⁾。また紡機の性能と稼働率を同一とすれば、原料消費量は錠数に比例するであろう。したがって

19) 工場化の三つの側面、動力化、機械化、協業化が必ずしも同一方向に収斂するものではないとすると、この三者のいずれが工場化を最も強力に促進したかということが、それぞれの業種・工程についてあらためて検討されなくてはならないだろう。

原・燃料消費量の総体についてみるならば、たとえば運送業のために綿・毛のいずれがより大きい有効需要を創出したかはにわかには断じがたい。

ところで毛織物業自体について重要なことは、ドゥイスブルク郡32経営のうち17経営が Tuch-und Kasimirfabrik とされていることである。この Kasimir は経糸に綿糸を使う半毛織物 (Halbtuch) であったようであり、いわゆる毛織物業が少からぬ量の綿糸を消費していたことが推定できるのである²⁰⁾。

(5) 絹織物業、麻織物業

絹織物業の中心地クレーフェルトとライン河をはさんで向いあうカイザーズベルトに4絹織物業者を見出すが、このうち2業者は絹・半絹織物を製織し²¹⁾、ここでも綿糸が交織物用経糸として使われていた可能性が強い。

麻織物業については、デュッセルドルフ市にダマスト織業者を1例見出すだけだが、「事情」には別の業者名があがっている²²⁾。このティールに対応する名は「住民録」では *Joh. Ant. Thiel, Rentner* となっている。このティール経営で注目すべきことは、30台の織機のほかに *Maschinen* を使用していると注記されていることである。しかし機械の種類については不明である。

(6) 染色業

両郡合わせて28経営で、経営数も多く（ただし「事情」には3業者名しか挙がっていない）、しかも比較的均等に分布している。この業種に入れられるも

20) 「Kasimir, Kasemir; 薄地の、普通梳毛糸の織糸による綾織の半毛織物 (Halbtuch)。起毛も縮絨も弱いので綾目が織別できる。Doppelkasimir は経糸、緯糸ともに梳毛糸。Cassinetts, Circassienne も同様」。なお Halbtuch とは「経糸が綿、緯糸が紡毛糸の Tuch で普通の純毛織物と同様に生産される」(Tuch の項)。また Wollenzeuge, Wollenwaaren の項で「紡毛糸を使って製織される毛織物には、Tuch のほかに Tuch 様の Zeuge と経糸が綿の halbwollene Tuch とが含まれ、後者には Kasimir, Circassienne, Fries, Molton, Flanel, Buckskin 等が含まれる。」*Maier's Handelslexikon*。

21) *Ferd. Nelsen, Fabrik in Seide u. Halbseide, Wilh. Reuscher, Fabrik in Seide u. Halbseide u. Spezereiwhandl.*

22) *J. H. Thiel junior, Haardamastfabrik (30-75). Zustand, S. 18-19.*

第5表 染色業者名簿

A

B

Dinslaken

1. *Witwe Becker*, Spezereiwaarenhandel- u. Färberei
2. *Dietr. Kraemer*, Gemeinderath, Spezereiwaarenhandl. u. Färberei

Essen

3. *Joh. Lindemann*, Blaufärberei und Leinenwandhandlung
4. *Friedr. Waldthausen*, Blau- und Kouleurenfärberei
5. *Joh. Weindorf*, Blaufärberei und Leinwandhandlung

Essen

Friedrich Bröker, Färberei und Druckerei (Gedruckte und gefärbte Kattun- und leinene Zeuge)

Steele

6. *Joh. Th. Harpe*, Blaufärber, Bäcker, und Winkelier in Ellenwaaren
7. *Joh. Neuhaus*, Blaufärber, Schenk- wirth und Winkelier in Spezerei- und Ellenwaaren

Werden

8. *Joachim Bruns*, Färber, Winkelier in Spezerei- u. Ellenwaaren
9. *Th. Holthausen*, Kattundrucker, Winkel in Spezerei- u. Ellenwaaren
10. *Nik. Oules*, Schönfärberei
11. *Wilh. Wengeler*, Blaufärberei

Kettwig

12. *Gottf. Meisenburg*, Weinwirthschaft u. Schönfärberei
13. *Karl Ulmann*, Gemeinderath, Schönfärberei

Mülheim a. d. Ruhr

14. *Gerh. Becker*, Druckerei und Färberei
15. *Joh. Jütten*, Druckerei und Färberei
16. *Wilh. Jütten*, Druckerei und Färberei
17. *Ferd. Prinz*, Druckerei und Färberei
18. *Quattelbaum*, Druckerei und Färberei
19. *Witwe Westermann*, Druckerei u. Färberei u. Ellenwaarenhandlung

Düsseldorf

20. *F. Müller & Theilhaber*, Spedition
und Kommission, Kohlenhandlung,
Farb- u. Materialienmahlerei

21. *Boeddinghaus & Comp.* Türkisch-
rothfärberei

22. *Wilh. Köhler*, Türkischrothfärberei

23. *Herm. Quinke*, Schönfärberei

24. *Christn. Stein*, Kaufmann u. Färberei

Eckamp

25. *Friedr. Zimmermann*, Gemeinderath
und Inhaber einer Farb- Getreide-
und Oelmühle

Kaiserswerth

26. *Pet. Dan. Ginborn*, Kohlenhandl. u.
Schönfärberei

Angermund

27. *Heinr. Schmitz*, Blaufärber und
Winkelier

Hilden

28. *Heinr. Herm. Wulfig*, Gemeinde-
rath, Gutsbes. u. Färber

Mülheim a. d. Ruhr

Chr. Stein, Rotfärberei

Hilden

Wulfig et Keller, Druckerei (6, 18-16)

のは、Blaufärberei, Schönfärberei, Druckerei, Türkischrothfärberei に大別できる。

青染業は7例見出せる。このうち2例(5-A-3, 5)は亜麻布取引を兼営しており、また1例は毛織物業との関連が指摘される。²³⁾とまれ青染業は、当地では伝統的に亜麻布染色であったようであり²⁴⁾、また麻織物と綿織物の区別が曖昧であったことから²⁵⁾、そのかぎりでは青染業が綿とも関連していたことが推定できるのである。²⁶⁾

これに対して高級染色業者は5例あり、さらに毛織物業者に入れたケトビヒ

23) エツセンのバルトハウゼン家は染色・原料取引関係業務を手広く営んでいたようであり、会社形態の *Chr. Heinr. & Martin With. Waldthausen* と *Konr. Waldthausen* とが原毛取引を営み、*Arn. Waldthausen* は染料取引に従事していた。

24) 1714年に行われたドゥイスブルク市の職業調査では、亜麻工業の中に燃糸工、麻織工、亜麻リボン織工、漂白工とならんで青染工が挙げられていた。K. Schmidt, *a. a. O.*, S. 44.

25) ドゥイスブルクでは亜麻工業者は同時に綿工業者であった。かれらは時に死んで肉原料を使いわけたと云われる。K. Schmidt, *a. a. O.*, S. 54-55.

の *Joh. Wilh. Scheidt* も含めると6例になる。このうち3例が毛織物業の立地であるケトビヒに見出せること、毛織物製織と高級染色とを兼営しているシャイト経営のような例があることからして、これは毛織物染色の一種としてよいであろう。²⁷⁾

ミュルハイムの6経営がすべて *Druckerei und Färberei* と表記されていることは特徴的だが、その加工対象の素材については不明である。ただしビュルフィング経営(5-A-28)についての「事情」での記載から、綿織物捺染を単に *Druckerei* と呼ぶ例が示されており²⁸⁾、またミュルハイムにはトロースト経営もあることから、綿織物捺染であった可能性が大きい。

なおデュッセルドルフ市4経営のうち2経営はトルコ赤染業で、加工対象はいうまでもなく綿糸である。また、ミュラー(5-A-20)およびツィーママン(5-A-25)は染色業者ではなく、染料製造業者であるが、便宜上この群に入れておく。

(7) 帽子製造業、仕立業

Hutfabrik 4, Kappenmacher 1, Hut- u. Kappenmacher 1, 計6経営を数えるが、この業種の主要素材は羊毛であったとみなしてよいであろう²⁹⁾。

また仕立業者は3例とも *Kleidermacher* という表示であるが、デュッセルドルフ市の織物取引業者の中に、毛織物と衣服とをともに取り扱う例が2例見出されるところから³⁰⁾、仕立生地は毛織物であったことが推定される。

26) エツセンの *Friedrich Bröcker* に該当する者は、「住民録」では *Friedr. Bröcker*, Manufakturwarenhandlung となっているが、この外 *Witwe Phil. Bröcker*, Spezereiwaren- und Leinwandhandlung となっている。

27) *Schönfärberei* の訳は一応高級染色としておく。1720年頃 *Wermelskirchen* の毛織物業者 *Heinrich Friedhoff* がドゥイスブルクに移住したが、その際、織機12台、剪毛設備1基、それに高級染装置1基(eine *Schönfärberei*)を持ちこんだという。K. Schmidt, *a. a. O.*, S. 45-46。

28) 外業部40台の織機で織られ、集中作業場では16人の従業員が整経と捺染に従事していた。捺染台6, インディゴ桶18を備え、年産1300 Stückの大部分は未染色糸を使った綿布であった。*Zustand*, S. 22-23。

29) デュッセルドルフの *Franz Schombart & Comp.*, Woll- und Hutstoffenhandlung u. Wechsel- u. Kommissionsgeschäft の例。

(8) 網製造業

当地で特徴的なことの一つは、この業種に属する業者が7例も見出されることである。1例 (Seilspinnerei)³¹⁾を除いて、他はすべて Seiler という表記である。「事情」の記載と対応するのはルールオルトの *Friedr. Klewitz* 経営であるが、「事情」の説明から船舶用および鉱山用のものであったことがわかる³²⁾。

(9) 石鹼製造業, 化学工業

石鹼製造業者は10例を数えるが、ドゥイスブルク、ミュルハイム、デュッセルドルフの3市に集中している。表記については *Seifenfabrik* (ant) 6, *Seifensiederei* 4例である。「事情」にはドゥイスブルク4, デュッセルドルフ2, 計6経営が表示され、このうち「住民録」の記載と対応するものは4例である。従業員数は最大4名で、経営規模は手工業の域を出ていない。

この業種で興味深いのは、石炭取引業を兼営する経営が2例³³⁾、またタバコ製造兼営が3例見出されることである。前者は、石鹼製造工程における加熱用燃料として、石炭が使用されていたことを示すものである。

また *Chemische Fabrik* は2例見出されるが、経営者名、経営者数とも「事情」と一致する。「住民録」ではドゥイスブルク市の *Fr. Curtius* が硫酸塩その他の化学製品を製造していたことしかわからないが³⁴⁾、「事情」によって、

30) *J. G. Gräber*, Tuch- u. Kleiderhandlung および *Nik. Jos. Heidenthal*, Tuch- u. fertige Herrenkleiderhdl.

31) ミュルハイムの *Ludw. Daber*, Seilspinnerei und Oelhandlung.

32) 「事情」では Seilspinnerei と表示され、20人を雇用。Zustand, S. 28-29.

33) ミュルハイムの *Joh. With. von Eicken*, Tabaksfabrik, Oelmühle, Seifensiederei, Speisereiwaren- und Kohlenhandel およびデュッセルドルフの *J. W. van Eiken*, Seifenfabr. u. Kohlenhandl.

34) *Friedr. Curtius*, Stadtrath u. Mitglied der Königl. Handelskammer, Fabrik in Vitriol u. chemischen Präparaten. ベルデンの *Schülgen, Mumm & Schmasen*, Chemische Fabrik は、「事情」では *Schülgen-Mumm* と表示されている。Zustand, S. 24-25, 34-35.

硫酸、硝酸、緑礬、ソーダ、塩酸等であったことがわかる。これらの製品の少なからぬ部分が、とりわけ洗毛・漂白・染色工程から生ずる需要に応じたことは疑いをいれない。なお従業員は10名および14名であり、石鹼製造業と較べると経営規模も大きい。また、石鹼製造の場合と同じく、多量の石炭を加熱燃料として消費したであろうことも推定できる。

糊製造業者はミュルハイムに2例見出される。

(10) 機械製造業

ここでは繊維機械および蒸気機関の製造業者のみを取り上げる。ルールオルトの1経営は *Jacobi, Haniel & Huysen, Dampfschiffbau zu Ruhrort, Eisengießerei und Dampfmaschinenfabrik* である。ホルテンにも同一経営名、同一営業内容で記載されているが、「事情」ではルールオルト事業所は *Mechanische Werkstätte*、ホルテン2事業所は *Gute Hoffnungs Eisenhütte* および *Walzwerk*、さらにボルベック事業所は *Eisenhammer* として区別されている³⁵⁾。エッセンの2経営はいずれも *Kratzenfabrik* である³⁶⁾。ミュルハイムの1経営は、*Joh. Dinnendahl, Mechaniker, Mühlenbesitzer, Eisengießerei, Dampfmaschinenbauer, Frucht-und Mehlhandlung*³⁷⁾ である。デュッセルドルフ市の1経営は *Gebr. Vogts & Comp., Kratzenfabrik* である。

(11) 造船業、車製造業

35) このうち本稿にとって重要なのは蒸気機関やその部品を生産しているルールオルト(従業員100人)およびホルテン-シュテルクラーデ(同、353人)の両事業所で、とりわけ前者についての次のような説明は蒸気機関製造にとってライン河運送業の発達がいかに重要であったかを示唆している。「蒸気機関に必要な鍛鉄部品、汽罐等を供給。主にルールオルトで建造され、また冬期に修理されるライン上流航行の汽船用のものである。この種の船の増加によって当事業所は利益増をとげ、現在巨額の収益をあげている。」*Zustand*, S. 28-33.

36) *Jak. Funke, Kratzenfabrik und Spezereiwaarenhandlung* および *Joh. Wilh. Funke, Kratzenfabrik, Schenk-wirtschaft und Spezereiwaarenhandlung*.

37) 「事情」では *Dinnendahl, Deus & Moll, Eisengießerei u. mechanische Werkstätte* と表記され、24馬力低圧蒸気機関1台によって送風機、旋盤等を稼動し、蒸気機関、精錬炉、各種鋳造品を製造していた。*Zustand*, S. 38-39.

後出のように、両郡とも多数の運送業、商業従事者を抱えているが、これに対応して、運送業に生産手段を供給する造船業者や車製造業者の数も多い。ただし造船業者はドゥイスブルク郡に、車製造業者はデュッセルドルフ郡にそれぞれ集中している。このうちルールオルトの3業者、*Wilh. Dehnen, Heinr. Korn, Neinhaus, Dietr. Stapelmann* はいずれも *von der Königl. Regierung als qualifizirt anerkannter Schiffbaumeister* と表記されている。しかし「事情」ではこの3経営は *Schiffbauwerft* と表記され、*Rheinschiffe und Kohlen-Nachen* を建造している。従業員は20, 20, 16人でそれほど大規模なものではない。さらに「事情」には、なお *Franz Haniel* が蒸気船の建造、修理を行っていると記載されているが、「住民録」では、その営業内容は *Kohlenhandlung und Oehlmühle* とされている³⁸⁾。

ミュルハイムの4業者 *Karl Biesgen, Gebr. Ostkämper, Wilh. Röttger, Herm. Thielen* はいずれも *Schiffbauer* と表記されているが、「事情」では *Schiffbauerei* と表記され、*Rhein-und Ruhr-Kohlen-Nachen* の建造・修理を行うとされている。「事情」ではさらに *Johann Stinnes* がこれに加わるが、「住民録」では *Kohlen-und Holzhandlung* とされている。ハニエル、シュティネスはともに、石炭・木材商から造船業に進出した例を示している³⁹⁾。

車製造業については、デュッセルドルフ市に *H. Hauer* および *Gebr. Schlegel* の名が挙がっている。それぞれ *Fabrikant von Wagen, Wagenfabrik* と表記されているが、「事情」によればそれぞれ50, 30名の従業員を雇用している。いわゆる「異種的なマニファクチュア」の典型とみなすことができよう。さらに「事情」には *Oberpostsekr. Willmanns* の *Königl. Postwagenfabrik* が記載され⁴⁰⁾、80人を雇用して年間220～250台を生産していた⁴⁰⁾。残りの5業者はすべて *Wagner* と表記され、「事情」にこれに対応する経営は見出せ

38) *Zustand*, S. 28-29.

39) *Zustand*, S. 38-39.

40) *Zustand*, S. 16, 18.

ない。いずれも手工業者的車大工であったとみなすことができよう。

(12) 石炭鉱業

繊維業を問題にするかぎり、石炭鉱業も繊維関連業として取り上げないわけにはいかない。すでにみたように繊維工業に関しては、蒸気機関用燃料としての石炭需要はこの時代にはまだそれほど大きなものではなかった。直接的な需要としてより重要だったのは、おそらく染色工程の燃料用であっただろう⁴¹⁾。染色と石炭との関連は、高級染色業と石炭取引業とを兼営するギンボルの例(5-A-26)や、染材製造と石炭取引業とを兼営するミュラーの例(5-A-20)等によって示されている。

しかし運送業、とりわけライン河水運を介しての間接的結合もきわめて重要であった。1818年から自由航行が保障されたライン河では、すでに1817年から蒸気船が運航し、鉄道業がまだ緒についたばかりの1830年代中頃には、ライン河の汽船運航は物資輸送にとってきわめて重要な役割を果たしていたのである。この汽船運行のための莫大な石炭需要は、ルール石炭業発展のためにきわめて強力な刺激を与えたにちがいない。そしてライン河水運の展開を促したもののこそ、実は繊維工業の16世紀以来の着実な発展に外ならなかったのである。この点については、後で一層立ちいった考察を加えたい。

ところで、「住民録」に記載されている石炭業者数は14で、そのうち炭坑名は6にすぎない。これに対して、「事情」ではドゥイスブルク郡の記述を a. Fabrikanstalten と b. Kohlenzechen とに大別し、b項には59の炭坑名が列記されている。そのうち14炭坑に蒸気機関が導入され、用途はもっぱら揚水と巻揚であったようである。とまれ石炭によって石炭を掘るという関係が一般化しつつあることは注目してよい。なお、「住所録」で炭坑についての記載がき

41) 1767年に石炭調達をベルクの炭坑からマルクの炭坑へ切換えることを強制されたため、炭価が高騰した際、業者たちは染料釜燃料炭と従業員の家庭用暖房炭の炭価切下げを要求した。K. Schmidt, a. a. O., S. 69.

わめて不備なことの原因は不明である。

(13) 織物取引業・小売業

この業種に含まれる業者数は 131 で、他業種に分類した者も含めると 144 に上り、薬味類販売 (Spezereiwaarenhandel) には及ばないものの、業者数としては最大の部類に属する。この業種は大きく分けて、Manufakturwaaren-handlung (-winkelier), Ellenwaarenhandlung (-winkelier), Tuchhandlung (-winkelier) の 4 群から成る。これ

第 6 表

を取扱い商品別に取り業者と小売業者の数をまとめてみると第 6 表のようになる。これから、1) 取引業者の取扱い商品表示は Manufakturwaaren と Ellenwaaren が圧倒的に多いこと、2) Manufakturwaaren は取引業者の取扱い対象であって、小売業

	Handlung	Winkelier
Manufakturwaaren	41	2
Ellenwaaren	37	39
Tuch	14	
Teppich	2	
Leinwand	2	5
Sayet	1	
Seil	1	

者のそれとしては例外的であること、3) Ellenwaaren は取引業者、小売業者双方の取扱い対象でありうること、4) 小売業の取扱い対象はほとんど Ellenwaaren であること等がわかる。前稿で記したように、当時の用語法において Ellenwaaren と Manufakturwaaren の区別はかならずしも明確ではないが⁴²⁾、第 6 表からみてとれるかぎり、前者はそのまま最終消費者に販売しうる形態をとった完成品であり、後者はむしろ、さらに加工を必要とするような半製品であったことが推定される。Ellenwaaren について特徴的なことは、この小売業者の大部分が、Spezereiwaaren も小売りしていることである。さらに飲食店、肉屋、パン屋等を兼業する例が見出されることから、Ellenwaaren と Spezereiwaaren を共に取扱う営業内容が、当地の小売業経営の一つの重要な類型であったということが出来るであろう⁴³⁾。

42) 前稿注17)および19)を参照。

また、小売業が多いのはシュテーレ、ベルデン、ケトビヒ、ラーティンゲン
の4地域であり、取引業者が多いのは、ドゥイスブルク、エッセン、ミュルハ
イム、デュッセルドルフの4地域で取引業地域と小売業地域とは明白に分かれ
ている。しかも *Manufakturwaaren* の取引業者もこの4市に限られ、とりわ
けこの分野に属する41業者のうち22業者がデュッセルドルフ市に集中している。
このような特定の都市への集中は、*Manufakturwaaren* が輸(移)入品で
あることを示唆している。またデュッセルドルフ市に限ってみると、4取引業
者のうち、*Manufakturwaaren* を取扱う者22、*Ellenwaaren* を取扱う者3、
毛織物を取扱う者9、亜麻布を取扱う者3、絨毯取扱い3、綱取扱い1となり、
Manufaktur 取引業者が過半数を示すばかりか、*Manufakturwaaren* が毛織物、
亜麻織物と明確に区別されている。しかもドゥイスブルク市には *Manufaktur-
waaren* と植民地物産の両者を取扱う例が2例見出されることから、*Manu-
fakturwaaren* が事実上は、主として綿製品を指すものであった蓋然性はきわ
めて高いのである⁴³⁾。

(14) 原材料取引業・小売業

この業種の主要取引対象は *Materialwaaren*, *Farbwaaren*, *Kolonialwaaren*,
その他に大別できるが、取引業、小売業別に業者数をまとめてみると第7表の
ようになる。これから、1) 取引業者が圧倒的に多いこと、2) 植民地物産取
引が半数を占めること、3) 染料、原料取引はほぼ同数であること、4) 羊
毛取引が独立した業種となっていること、等がわかる。またこの業種はドゥイ

43) ここで *Spezerei waarenhandel* について触れておく。この商業はライン地方に一般的に多いが、とりわけ当該両郡においては群を抜いて多い。前稿の注24)に示したように、これは染料等を除くと概してコーヒー、砂糖、果物、タバコ、香料等の食品から成っている。このような海外物産を取扱う商業が卸、小売両次元で圧倒的多数をしめたことは、当時の消費生活に海外物産がいかに深く喰いこんでいるか、またこの種の商品によって商業発展一般がいかに強力に推進されたかを示すものである。

44) *Esch & Comp*, *Manufaktur-und Kolonialwaarenhandlung* および *Heinr. Esch*, *do* である。なお *Adam Esch* は植民地物産取引とタバコ製造業を兼営している。

45) (2)綿織物の項を参照。

スブルク、デュッセルドルフ両市に集中しており、取扱い商品が輸入品であることに対応している。

とりわけドゥイスブルクについて注目されることは、15業者のうち13業者が植民地物産を取扱い、しかも

	Handlung	Winkelier
Kolonialwaaren	21	5
Farbwaaren	8	
Materialwaaren	9	1
Woll	5	
Baumwoll	1	

そのうち9業者もがタバコ製造を兼営していることである。こうした特有の営業内容の典型は *J. J. vom Rath* の経営であろう。合名会社形態をとるこの企業は植民地物産取引と並んで砂糖、タバコ、チホーリエ、石鹼の製造を兼営し、*Joh. Jak. vom Rath* は市議員と同時に商業会議所会頭も勤めている。このことは、ドゥイスブルクの経済構造が植民地貿易といかに深く関わっていたかを端的に示すものである⁴⁶⁾。

さらに「原材料」や植民地物産が繊維業と深い関わりを持つことがいくつかの例によって示されてはいる⁴⁷⁾。しかし本稿の関心からいって最も重要な原綿については、デュッセルドルフに原綿輸入業者が1名見出されるものの⁴⁸⁾、とりわけトローストおよびブリュエーゲルマン紡績工場で消費される多量の原綿が、アムステルダムでの直接買い付けによるのか⁴⁹⁾、デュッセルドルフの輸入商によって供給されたのか、それとも「原材料」・植民地物産輸入商によって供給されたのかは不明である。

46) 「事情」では *J. J. vom & Söhne* は精糖、タバコ製造、石鹼製造の3事業を兼営している。精糖工場は64人を雇用し、4馬力蒸気機関1台を砂糖煮沸、骨灰と搗碎粗糖の白礬、およびポンプ用に使用している。製品は Zucker, Kandis, Melis, Syrup である。これに対しタバコおよび石鹼製造はそれぞれ6名、1名を雇用するにすぎず、unbedeutend と表示されている。Zustand, S. 26-27.

47) たとえばドゥイスブルクの *Nierstrauß & de Haen*, Material- und Farbwaarenhandlung, デュッセルドルフの *Gebr. Hauß*, Material- u. Farbwaarenhandlung.

48) *Wilh. Cappel*, Baumwollen- u. Sayethandel.

49) ブリュエーゲルマン工場の場合、ロッテルダムやアムステルダムで買付けられた原綿はライン河を南ドゥイスブルクまで輸送され、そこから荷馬車でクロムフォルトに陸送された。渡辺「Brügelmann 工場」76ページ。

(15) 石炭取引業

両郡合わせて56業者を数え、石炭取引を兼営している者を入れると62業者にのぼる。当地における有力な業種であるが、とりわけルールオルトとミュルハイムに集中している。この両地が造船業の中心地でもあることは、両地がルール炭の積出港であったことを示している⁵⁰⁾。石炭取引とルール水運とが密接な関係にあったことを示す好例が、ルールオルトのシュティネス、ケトビヒのハナウの経営である。

なお、10業者が石炭とならんで木材を、5業者が果物を取扱っており、さらに2業者が焼酎蒸溜と馬匹取引とを兼営している。

このことはライン河水運の船荷として、石炭、木材とならび果物（少くともその一部は植民地物産）も重要であったこと、焼酎蒸溜業者もまた石炭の需要家であったことを示す。

(16) 運送業、委託商業

この部門の関連業者はドゥイスブルク、デュッセルドルフ両市に多いが、74業者を営業内容別にまとめてみると第8表のようになる。運送業と委託商業とを兼営している例が最も多く、組合船主も8名を数える⁵¹⁾。その他にはライン河とルール川の水先案内人、水門管理人、道路管理人等が含まれる。また郵便関係者も多いのが特徴的である。

この部門でとりわけ重要なのは、次のような兼営例であろう。すなわち、デ

50) Ferdinand Hörschelmann, (Bearbeiter), C. G. D. Stein's *Handbuch der Geographie und Statistik der deutschen Bundesstaaten* 1834, S. 341. によってもルールオルト、ミュルハイムが石炭取引の二大中心地であった

51) 「Beurtschiffe. 貨物や食料品をある地点から他の地点へ一定の規約にしたがって運送する権利を持つ海上および河川用船舶。またこの権利は船主組合登録の序列に従う。このような船の所有者を Beurtmann という。」 *Handelsschule*, Bd. I. S. 118. このような同盟回船は Rang-, Reihe-od. Beurtschiffahrt と呼ばれ、ドイツでは船主組合はライン、エルベ、オーダー、ペーザー、シュプレーの各河川に、またライン河ではケルンからネッカー川までとハイルブロンーアムステルダム間の航区に成立した。 *Maier's Handelslexikon*.

デュッセルドルフ市の *F. Müller & Theil-*

第 8 表

haber は石炭取引、染料製造を兼営し、石炭輸送とならんで植民地物産の輸入が、運送業の発展を促したことを例示している。また同市の *Karl Vogts* はオランダ汽船会社の代理店も兼ね、運送業とライン河航行との関連を示し、同じくデュッセルドルフの *J. F. Wilhelmi* は損

Spediteur & Kommissionair	15
Kommission	9
Spedition	8
Beurtschiffer	8
Hauderer	3
Fuhrmann	1
Postexpediteur u. a.	18
Ruhrschiffahrtsskontroleur u. a.	12

保業務を、またドゥイスブルクの *Loos & Rose* は火災保険業務を手がけている。さらに *S. H. Prag* は両替商をも営み、委託商人が金融業に進出する可能性を例示している。

(17) 金融・保険業

金融関係7業者のうちデュッセルドルフの *H. L. Scheuer* と *Wilh. Cleff* とが *Banquier* と表記され、他はすべて *Geldwechsler*, *Wechselmakler*, *Wechselgeschäft* という表記である。

また保険関係8業者はそれぞれエルバーフェルト火災保険会社、パリ火災保険会社、アーヘン火災保険会社、ベルリン電保険会社の代理業者である。エルバーフェルト、アーヘンという、それぞれ綿業、羊毛業の中心地に火災保険業が成立したこと、後述するように、ドゥイスブルクの羊毛工業が、1746年のレネップ大火による羊毛業者の流入によって第二の繁栄期を迎えたこと等を考えあわせると、当地の火災保険業が繊維工業とも深く関わっていたことは、ほぼ確実であろう。

III

これまでの分析から、当地の多彩な産業構造は繊維、植民地物産、石炭、水運という4本の柱によって支えられていたことがほぼ確かめられた。そして織

維業の主たる素材は綿と羊毛であることも確かめえた。それでは、綿と羊毛のいずれがより多く消費され、また繊維業が他の3本の支柱と一層緊密な産業連関を形成していく上において、どちらがより多く寄与したかという点は、容易に断じがたいように思われる。またシュミットのいうように、ドゥイスブルク市に限っていえば、1830年代は羊毛工業の終末を迎えた⁵²⁾ということができたとしても、それをドゥイスブルク郡全体について一般化できるかどうかは疑わしい⁵³⁾。ただ確実にいえることは、当地においては羊毛工業は16世紀以来の伝統産業であるのに対し、綿工業は18世紀になって導入された比較的若い部門であったということ、しかも本稿で問題にした1830年代には、少なくとも羊毛工業とならぶ部門にまで成長をとげていたことである。とすると、羊毛工業は綿工業の成立のために何を準備したのか、あるいは、綿工業は羊毛工業から何を遺産として受け継いだのか、ということがなお問題として残るだろう。

そこで、ドゥイスブルク繊維工業史を分析したシュミットに依りながら、この問題を考察してみたい。

ドゥイスブルク市は19世紀初頭に至るまでニーダーライン繊維工業の、とりわけ羊毛工業の一大中心地であった。その羊毛工業は、16世紀中葉に主にオランダ、北フランスから流入したプロテスタントによって育成され、興隆期を迎えたのである⁵⁴⁾。17世紀にはいと発展は停滞したが、18世紀中葉にレネッブから羊毛業者が流入して、第二の繁栄期を迎えた⁵⁵⁾。しかし19世紀初頭の大陸封鎖によって致命的打撃を受け、封鎖解除後はイギリス製品の圧迫を受けて、

52) K. Schmidt, a. a. O., S. 127.

53) 1858年の調査に基いた地誌、Hugo Franz Brachelli, *Handbuch der Geographie und Statistik des Königreichs Preußen und der deutschen Mittel- und Klein-Staaten*, 1864 にはドゥイスブルク市は依然毛織物の産地とされている。このほか、同郡では、ミュールハイム、ベルデン、ケトビヒ、ホルテンが毛織物産地として挙げられている。

54) 1714年の調査の結果、人口の大部分は改革教会派に属し、ルター派はプロテスタントの3/4を占めた。カトリックは20%ほどにすぎなかった。……カトリックの後背地からの流入によって人口比率が変化し始めても、プロテスタントの経済的主導権は存続した。カトリックは1870/80年代を境目に多数派となった。K. Schmidt, a. a. O., S. 16.

55) 1746年にベルク毛織物業の一大中心地レネッブ市が大火のため壊滅状態に陥り、少からぬ毛織物業者がドゥイスブルクに移住した。、*Ibid.*, S. 53.

前述のようについに1830年代に衰退したといわれている。

この羊毛工業三百年の歴史において、オランダを中心とする西北ヨーロッパとの関係は決定的であった。16世紀中葉以来、西北から資本と技術と労働力がもたらされたことにとどまらず、原料市場も製品販路も西北ヨーロッパであった。原毛は中級品はリュティヒ、プラバントから、高級品はオランダ経由スペイン、ポルトガル、イギリスから、さらに18世紀後半になるとシュレージェンからも購入された⁵⁶⁾。ドゥイスブルク船主組合船の積荷目録には、当初から原毛と染料用原料とが記載されていた⁵⁷⁾。こうしてオランダ商人を介して入手した外国産羊毛を原料にして、輸出用高級毛織物が生産されたのである。製品は1720年代まではオランダ、アーヘンに出荷され、そこで染色・仕上加工を施されてオランダ製あるいはアーヘン製として販売されたようである。18世紀中葉以降は販路は北方に大きく伸び、スカンジナビア、スペイン領ゲルデルン、ハノーファー、メクレンブルク、オストフリースラント、ハンザ都市等に向けられた⁵⁸⁾。こうした輸出工業としてのドゥイスブルク毛織物業の発展は、ライン河水運の発達に支えられ、また逆にそれを促進しもしたのである。

綿業は18世紀前半に始まり、原綿は1721年以来オランダ船主組合船の積荷として認可され、オランダから運送された⁵⁹⁾。綿織業者はこれをプロイセン領の外で紡がせ、また亜麻糸はユーリヒ、ヘッセン、ベストファーレン、オランダから購入された。綿紡績工場が当地に設立されたのは1810年である⁶⁰⁾。

毛織物業と同じく、綿織業も輸出志向が強かった。製品の8割がホラント、ゲルデルン向けに出荷され、大陸封鎖期には一時的にスイス、ナポリ、トスカ

56) *Ibid.*, S. 40, 121. なおクレーフェ州全体では1724年に439835 Pfd. の原毛が消費されたが、その9割にあたる393998 Pfd. が輸入物であり、またドゥイスブルク市の羊毛消費量は1723年に34620 Pfd. で州全体の約1割であったという。 *Ibid.*, S. 47.

57) *Ibid.*, S. 120.

58) *Ibid.*, S. 126-127.

59) *Ibid.*, S. 124 の注363

60) *Ibid.*, S. 125. なお1806年末以後大陸封鎖によってオランダやオストフリースラント経由の原料調達の困難になった際、当地の綿工業者 *Merrem* はレバント、東および西インド原産の棉花や染料用原料をトリエント経由で仕入れた。 *Ibid.*, S. 124.

ナ等にも仕向けられたものの、1810年代以降は再びホラント、ブラバント向けに戻ったという⁶¹⁾。

こうしてみると、綿工業も羊毛工業もともに原料を外部に仰ぎ、製品を輸出する輸出工業であったという点では共通している。しかし外部世界への依存度は綿業の方が一層大きかったというべきであろう。羊毛工業の二大原料である原毛と染料のうち、たしかに染料は植民地物産としてヨーロッパ外からもたらされたものであった。しかし原毛は明らかにヨーロッパ物産である。

これに対し綿工業においては、染料のみならず原綿もまた植民地物産であった⁶²⁾。何よりもその素材のヨーロッパ的性格のために、羊毛業の流通空間がなおヨーロッパ世界の枠組を完全には超え出られなかったのにたいし、綿業のそれは、大西洋およびインド洋海運を前提とする大陸間規模にまで拡大した。それゆえ綿業に必要とされる流通機構は、羊毛業のそれ以上に大規模なものであったろう。とはいえ、16世紀以来二百年にわたって羊毛業が構築してきた流通機構を利用することなくして、綿業がそれを一挙に創出することは多分不可能であっただろう。少くとも綿業は羊毛業の遺産を完全に利用することができた。それは製品の構成にも反映している。フラネルやカシミヤの例にみられるように、半綿半毛の交織物の生産によって綿と羊毛とは商品体の内部で絡みあい、そのかぎり羊毛から綿への移行は漸次的であった。羊毛業によってゆっくりと育てあげられたその綿業が、前者から相続した最も重要なものは、おそらくライン河水運であったであろう⁶³⁾。そしてまた、鉄道に先駆けて1810年代にすでに蒸気船が就航したライン河交通からの石炭需要が、ルール炭田興隆のためのこの上なく有効な起動力であったことも疑いを入れない。綿はラインによって石炭と結びつけられ、そして、この産業連関を準備したものは、ほかならぬ羊毛であったといえるのである。

61) *Ibid.*, S. 128.

62) 角山栄「世界資本主義形式の論理的構造」河野建二・飯沼二郎編『世界資本主義の歴史構造』1970年所収。の指摘を参照。

63) 1790年代の組合船主報告では、原毛と原綿が組合船の存続のためにきわめて重要な物資とされていた。K. Schmidt, *a. a. O.*, S. 95.